

1 決議事項

公認柔道指導者資格制度規程の改正の件

【改正点】

(1) 第2条(指導者区分)

準指導員を削除し、A, B, C指導員の3区分とした。

(2) 第3条(C指導員)

今まで全国大会規模のコーチングボックスには入れるのはA・B指導員だけであつたがC指導員も可とする。

また、C指導者取得者は、全日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(コーチングアシスタント))を取得することが望ましいを追記した。

(3) 第6条(指導者資格の有効期間)

ア A・B・C指導者資格を一括して指導者とした。

イ 有効期間が4年間だったのを毎年更新とした。

(4) 第7条(指導者資格の停止及び喪失)

指導者資格の停止及び喪失については従来A・B指導員のみを対象であつたがC指導員も含めることにした。

(5) 第8条(指導者資格の再有効期間)

ア 2年以上更新のない場合は、再度同資格の養成講習会を受講したとき。

イ 中央指導者資格審査委員会で特に認めたとき。

(6) 第10条(公認柔道指導員マークと本連盟エンブレム)

エンブレムについては、なかなか普及しなかつたことと、新たに作成することによって膨大な金額が掛かることから削除となつた。

(7) 第18条(学校顧問特例資格基準)

原則として、公認柔道指導者資格を取得可能な教員は申請できないを2段以上を有する教員は申請できないと明記された。

○ 別表1・資格基準

C指導員の取得要件を2段以上または教員免許状取得者とし、柔道未経験者の教員でも指導者資格を取得できるようにする。

○ 別紙2・更新講習会受講料は主催団体が決めることができる。

※ 改正後の施行は、令和6年4月1日とする。

(8) 公認指導者資格制度運用要領

- 今後1年更新になるためにコンプライアンス、安全講習、審判講習の3つを資格更新の軸とし、B・C指導員は、それにプラス都道府県が用意する講習会、A指導員は全柔連が用意する講習会を受講することで更新となる。
- コンプライアンス、安全講習、審判講習のオンデマンドの教材は、全柔連が用意する。
- 今後は、各地区の担当者から意見等を伺い、公認指導者資格制度運用要領を具体的に進めていくとのことであった。
- 中里専務理事の発言
現在の登録システムをバージョンアップして受講状況を管理できるように進めている。このシステムができるまで1年半要するため、本改正は令和6年4月1日からの施行としている。また、これまで都道府県が行っていた指導者個別の受講記録の管理は必要がなくなる。

2 報告事項

(1) 女性柔道振興委員会から

各都道府県柔道連盟(協会)における女性役員の就任状況は7府県で昨年よりも増加し全国で123名となった。

(2) 医科学委員会から

- 新型コロナウイルス感染症流行後から現在に至るまで、柔道大会において試合が原因で感染した事例は一つも無かった。
- 今までは、所属内で感染者が発生した場合は全て本連盟へ届け出をしていたが、今後は、所属内で5名以上のクラスター発生した場合、もしくは大会後に複数の所属から感染者が発生した場合のみ届けをしてもらう。

以上